

企画競争説明書

業務名称：パラグアイ国農牧バリューチェーン強化プロジェクト（実施フェーズ）

調達管理番号：22a00112

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2. 「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年5月11日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年5月11日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パラグアイ国農牧バリューチェーン強化プロジェクト（実施フェーズ）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年7月 ～ 2025年9月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2022年7月 ～ 2024年1月

第2期：2024年2月 ～ 2025年9月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきま

しては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期：2022年7月～2024年1月】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の25%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の15%を限度とする。

【第2期：2024年2月～2025年9月】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の24%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の16%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Ogaito.Ayumi@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第三チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年5月25日 12時
2	質問への回答	2022年5月30日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年6月3日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2022年6月17日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も

考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公告・公示案件では、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代替することを認めます。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html>)

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口

(outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当メールアドレス)

3) 提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してく

ださい。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4.(3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年10月13日版)」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4.(3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納 ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書は GIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付 ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が

第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「パラグアイ国農牧バリューチェーン強化プロジェクト（実施フェーズ）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

パラグアイでは、農業セクターはGDPの約10%、労働人口の約20%（ILO, 2020年）を占め、輸出の約65%（世界銀行, 2020年）を担う主要セクターである。特に、農牧業のグローバル化が進展する中、大豆や牛肉等の農牧製品の輸出促進が国の経済成長を強力に後押ししており、新規国際市場への参入も積極的に行われているが、品目によっては、高品質の輸入品あるいは低価格の密輸品が市場に多数流通しており、海外の商品よりも品質面、価格面で競争力が劣る国産品（トマトや鶏肉などの園芸作物、畜産品等）もある。

このような状況下で、パラグアイ農牧省（MAG）は「農牧セクター政策（MPSA）」（2020年～2030年）において、戦略として「競争力のある市場開発」及び「行政支援の拡充」を掲げ、輸出産品が大豆及び牛肉等に依存している状況からの脱却に向け、新たなポテンシャルを有する農牧製品の特定と付加価値の高い製品の輸出増加および国産農畜産物の国内消費増加を目指しており、農牧製品の生産性・品質向上及び農家団体による販売活動の支援にかかる取組を推進している。

パラグアイで農牧業を担っている農家の多くは、小規模¹の家族経営であるが、農家に対する専門的かつ継続的な技術支援はなされておらず、病害虫対策の知識や生産技術が不足している農家が多い。また、余剰作物の廃棄や市場価格の変動の大きさも課題である。さらに、既に加工食品として市場に流通し需要量の増加が見込めない産品の場合、付加価値や競争力の向上のためには製品の多様化²が求められるとともに、消費者向けのプロモーション・マーケティング戦略が必要になる。

本事業は、こうした課題に対応するため、MAG及びパラグアイ生産協同組合連合会（FECOPROD）をカウンターパートとして技術協力を行い、対象地域において対象農

¹ パラグアイでは土地所有面積が20ha未満の農家を「小規模農家」と呼び、農業従事者のうち約85%を占める。

² 例) 新たな市場への展開、商品開発等。

牧産品の多様化と商業化³を通じたバリューチェーン⁴の強化を図ることを目指すものである。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

パラグアイ国農牧バリューチェーン強化プロジェクト

(2) プロジェクト実施期間

2021年3月～2025年9月を予定（計4年6ヵ月）

計画フェーズ：2021年3月～2022年2月（約1年間）終了

実施フェーズ：2022年7月～2025年9月（約3年間）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：MAG、FECOPROD、

パイロットプロジェクト対象の小中規模生産者、加工業者

最終受益者：小中規模生産者、加工業者

(4) プロジェクトサイト／対象地域名

カアグアス県（人口 約57万人）

イタプア県（人口 約63万人）

(5) 上位目標

対象農牧生産品のバリューチェーン強化を通じて、対象地域の農牧業生産者の収入が向上する。

(6) プロジェクト目標

対象農牧産品の多様化と商業化⁵を通じて、バリューチェーンが強化される。

(7) 期待される成果

<計画フェーズ> 終了

³ 例) SHEPの市場調査、業者との商談、マーケティング調査、広報、包装改善等、作ったものを売れるようにすること。

⁴ 農牧産品の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階において生み出される付加価値の繋がり。

⁵ 例) SHEPの市場調査、業者との商談、マーケティング調査、広報、包装改善等、作ったものを売れるようにすること。

成果1：対象3品目⁶のバリューチェーンの現状が診断され、具体的な対応が提示される。

<実施フェーズ>

成果2⁷：選定された農牧製品のバリューチェーン強化に向けた取組みが実践され、加工及び流通・販売方法が改善される。

成果3：対象製品のバリューチェーン強化を通じ、バリューチェーン構築における官民の機能と役割が強化される。

(8) 活動の概要

<計画フェーズ> 終了

1-1 可能性のある農牧製品の現状把握と「加工技術」や「流通／販売」を中心に優先課題特定のため、既存のバリューチェーン調査文献及び追加調査を行う。

1-2 1-1 で実施した分析結果に基づき対象製品を選定する。

1-3 適切なパイロット事業を選定する。

1-4 「産品登録・認証システム」や「投資誘致策」含め、農牧製品バリューチェーン強化に向けた政策・制度面の現状と課題、他国のグッドプラクティスを把握し、共有する。

1-5 選定された対象製品のバリューチェーン強化を具体的に進めるための全体的なアクションプランを作成する。

<実施フェーズ>

■成果2の活動

2-1 トマト 他⁸

2-1-1 パイロット事業実施のためのワーキンググループ（WG）を結成し、アクションプランを作成する。（同時にベースライン調査実施）。

2-1-2 WGメンバーが農家に SHEP⁹の指導を行う普及員¹⁰の TOT¹¹を実施する。

⁶ 2021年11月にMAG及びFECOPROD職員によるワークショップでパイロット事業案を候補の産品と共に7つの基準で評価し、対象3品目（トマト、マテ茶、豚肉）を選定。7つの指標：①市場性（需要があるか？市場にアクセスできるか？等）、②インパクト（十分に受益者を見込めるか？国の経済に貢献するか？等）、③実現性（プロジェクトの期間内に実現可能か？必要な予算は高すぎないか？等）、④必要性（優先的に解決すべき課題であるか？政策と関連性があるか？等）、⑤地域性（地域の関係者やリソースを活用できるか？等）、⑥組織性（事業に関わる団体には十分な能力があるか？事業に協力する団体はあるか？等）、⑦他既存事業等との相乗効果。なお、対象品目として選定されたトマトはMAG優先7園芸品目に選定されており、豚及びマテ茶は国内需要喚起の重要性が高い品目である。

⁷ 実施フェーズの対象となる成果は「成果2」「成果3」のみとする。

⁸ 対象農家及び農家組合/協会では、トマト以外の園芸作物を栽培しているため、それらの作物もトマト同様にパイロット事業の対象産品とする。

⁹ [小規模農家向け市場志向型農業振興](#)。「作ってから売り先を探す」から「売れるものを作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指す支援アプローチ。

¹⁰ 普及に関わるMAG及びFECOPRODの職員。

¹¹ Training of Trainers: トレーナーのトレーニング

- 2-1-3 カアグアス県の対象地域の農家を対象とした SHEP 紹介セミナーを実施する。
- 2-1-4 SHEP を実施する農家グループを決定する。
- 2-1-5 選定されたグループの農家が市場調査を実施する。
- 2-1-6 対象農家が農業資材販売業者、バイヤー、スーパーマーケット等と情報交換を行う場を設定する。
- 2-1-7 対象農家が作物カレンダーを作成する。
- 2-1-8 対象農家に対し、家計研修、ジェンダー研修、栽培技術研修等を実施する。
- 2-1-9 WG が対象農家のモニタリング・指導を行う。

2-2 マテ茶

- 2-2-1 パイロット事業実施のための WG を結成する。
- 2-2-2 WG メンバーが、生産者協会・組合¹²の抱える課題やビジョンの抽出を行うためのワークショップを開催し、アクションプランを作成する。（同時にベースライン調査実施）。
- 2-2-3 WG が生産者協会・組合向けに TOT を実施する（農家の家計管理、品質管理・向上、GAP 等）。
- 2-2-4 生産者協会・組合が農家に対する研修を実施する。
- 2-2-5 生産者協会・組合が研修実施後に農家のモニタリング・指導を行う。
- 2-2-6 WG が国内外におけるマテ茶製品（加工品含む）のマーケティング調査を実施する。
- 2-2-7 2-2-6 の調査結果を踏まえて商品開発を行う。
- 2-2-8 茶葉及び加工商品のパッケージを改良する。
- 2-2-9 日本の緑茶の生産・加工に関する技術紹介セミナーを実施する。

2-3 豚肉

- 2-3-1 パイロット事業実施のための WG を結成する。
- 2-3-2 WG が年間研修計画を策定し、ターゲットグループと研修内容を決め、アクションプランを作成する。（同時にベースライン調査実施）

¹² 生産者協会・組合：マテ茶農家が加盟する協会・組合。

- 2-3-3 生産者・加工業者への研修（GPP¹³、GMP¹⁴、HACCP¹⁵、ビジネスマネジメント等）を実施する。
- 2-3-4 WGが研修をモニタリングし評価する。
- 2-3-5 WGが「広報計画」¹⁶の優先事項を分析する。
- 2-3-6 広報計画に基づき、販売促進のコンテンツ（国内外のレシピを含む）を作成し、実施する。
- 2-3-7 新商品の開発、包装の改善、ロジスティクス、市場などに必要な調査を実施する。
- 2-3-8 豚肉加工品の商品開発を行う。
- 2-3-9 加工品のパッケージの改良を行う。
- 2-3-10 日本の豚生産・流通・加工に関する技術の紹介セミナーを実施する。

■成果3の活動

- 3-1 MAG及びFECOPRODが各製品のパイロット事業の取組み状況をモニタリングする会合を開催する。
- 3-2 モニタリング結果を踏まえ、プロジェクト活動の見直しを行う（例：商品登録等の手続きに関する情報を入手する）。
- 3-3 モニタリング結果を踏まえ、関連する組織と調整して、関係者の管理能力を強化する。
- 3-4 モニタリング結果を踏まえ、必要に応じ、バリューチェーン強化に資する法規制や基準の見直しを行う（例：開発した商品の登録や販売などに必要な手続きを円滑化、簡素化するための組織間調整）。

第4条 業務の目的

「パラグアイ国農牧バリューチェーン強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/D（Record of Discussions）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

¹³ Good Practice Principle: 好事例を通して教訓や学びを得る研修。

¹⁴ Good Manufacturing Practices: 製造時の管理・遵守事項に関する規則に関する研修。

¹⁵ Hazard Analysis and Critical Control Point: 食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を除去又は低減させ、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法

¹⁶ 畜産副省へのEU支援（Promotion of Diversified and Sustainable Livestock Production (Procadenas)）による豚肉消費に関する広報計画（2022年5月最終化見込み）

第5条 業務の範囲

本業務は、パラグアイ政府と締結¹⁷した協議議事録（以下、「R/D」）に基づいて実施される「農牧バリューチェーン強化プロジェクト」の枠内で、「第4条. 業務の目的」を達成するため、「第6条. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

（1）プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

（2）C/Pのオーナーシップの確保

本プロジェクトは、基本計画に基づき協力を開始後、詳細計画を策定し本格活動を開始する方式を採用しているため、基本計画に沿って2021年3月より計画フェーズを2022年2月まで実施してきたが、既に終了しており、本業務は、プロジェクト期間のうち実施フェーズ（2022年7月～2025年9月）を対象として実施する。

当初、計画フェーズでC/Pの主体性の醸成を図りつつ、実施フェーズの活動を絞り込む予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、計画フェーズで選定された対象品目（トマト、マテ茶、豚肉）のパイロット事業案及びアクションプラン案については、「第7条（11）」に後述する内容の基本方針について合意したが、詳細な実施方法やターゲットについては製品毎にワーキンググループを立ち上げ、年度ごとに計画を立案し実施する形で進めることになった。コンサルタントはワーキンググループの主体性を重視しつつ、効率的にパイロット事業の計画策定と実施を支援することが求められる。

（3）計画フェーズの活動振り返り及び共通認識の醸成

上記（2）の通り、本プロジェクトは計画フェーズの実施結果に基づき、実施フェーズの協力を行うこととしている。他方、計画フェーズの終了から実施フェーズの実施開始までに約5カ月間の空白期間が存在する。実施フェーズにおけるパラグアイ側の実施体制の確認のためにも、本業務開始時にプロジェクトチームを対象とした計画フェーズの活動振り返りワークショップを実施し、今後実施する活動は現地関係者の主

¹⁷ 計画フェーズ開始前である2020年11月16日に締結。

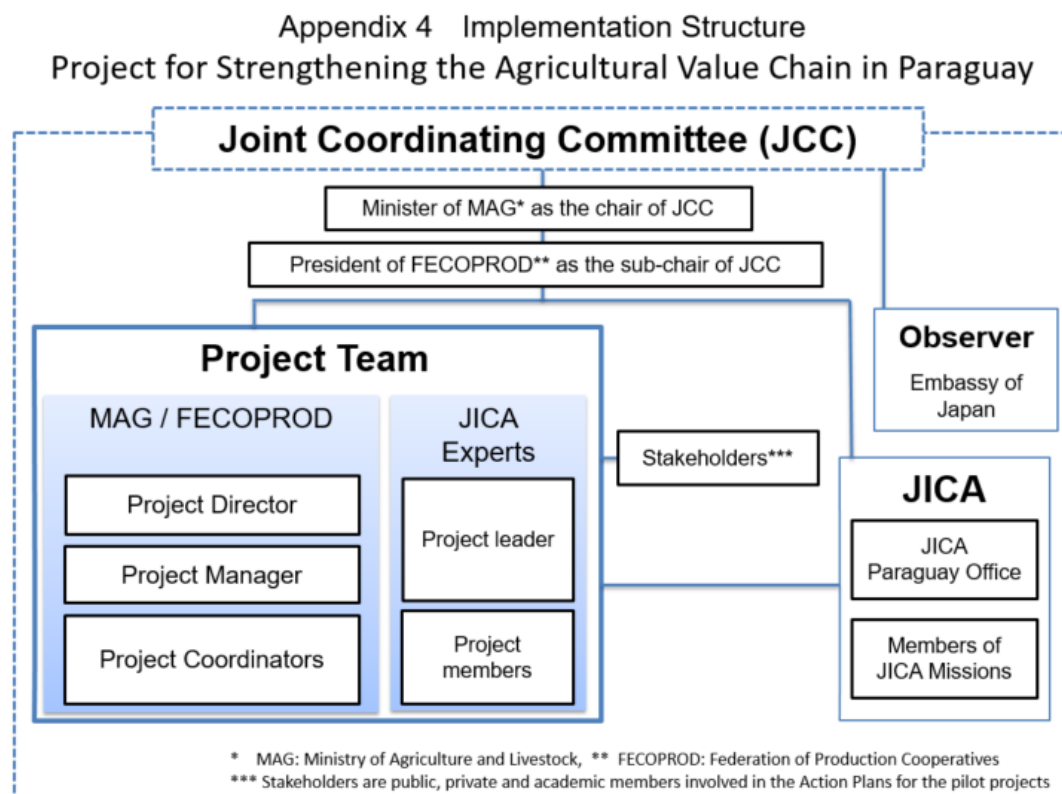
体性と総意に基づき実施される認識を持ってもらうこと。

(4) 実施体制

1) 合同調整委員会およびプロジェクトチーム

合同調整委員会（以下、「JCC」）は、プロジェクト全般の最終的な意思決定や活動内容の共有を行い、プロジェクトディレクターを農牧省計画総局長、プロジェクトマネージャーを FECOPROD ジェネラルマネージャーが務める。また、MAG、FECOPROD、J コンサルタントそれぞれの主要メンバー等で構成されるプロジェクトチームを形成し、プロジェクトディレクターがチームリーダー、プロジェクトマネージャーがサブリーダーとなりプロジェクトの進捗確認を行う体制を取る。プロジェクトチームのメンバーには、対象3品目それぞれに設置されたワーキンググループ（合計3グループ（以下「WG」という）の全体の活動を取りまとめるプロジェクトコーディネーター、対象3品目それぞれに設置された WG のプロジェクト進捗を把握し調整するジェネラルコーディネーター（牧畜副省から任命予定）及び必要に応じて活動に関係するメンバーが含まれる。C/P が主体性を持ってプロジェクトチームを運営し、WG の活動をモニタリングできるよう、コンサルタントは適切に後方支援することが求められる。

図1 農牧バリューチェーン強化案件の実施体制図



2) ワーキンググループ

前述のとおり、対象3品目それぞれにWGを結成する。WGはMAG（普及局、牧畜副省）、FECOPROD、生産者組合／協会、加工企業、農協等、官民組織のメンバーで構

成され、各機関での日々の活動を共有しながら、WGとして優先順位の高い活動のアクションプランを策定し、実施する。

(5) 第三国への視察研修・第三国からの専門家の招へい

本案件では、実施フェーズの期間中に、技術移転の一環として第三国への視察研修及び第三国からの専門家の招へいを想定している。近隣諸国の農牧産品の商品開発やマーケティング、トレーサビリティ等、バリューチェーン強化に関する研修を通して、プロジェクト活動に直結する学びを得る機会として活用する。

(6) SHEP 課題別研修への参加に係る人選の助言

本事業では、日本人専門家の派遣による直接的な技術指導と併せて、JICAが実施する課題別研修へプロジェクト関係者を参加させることにより、人材育成を図ることを予定している。コンサルタントはSHEP課題別研修の候補者について、JICAパラグアイ事務所とも協議しつつ、適切な人選がなされるように助言を行うこと。

(7) ドナー連携

FECOPRODに対してEUが実施している「パラグアイにおける中小零細企業の競争力とビジネス環境の改善支援(Mipyme Compite)」(2019年～2023年)では、園芸作物(トマト、オレンジ等)、穀物、ハーブ・マテ茶類のバリューチェーン調査・改善事業に取り組んでいる。本案件では、トマトとマテ茶に関して、FECOPRODの担当者との支援体制及び現場ネットワーク活用により、栽培や管理等の農業技術及びマーケティングやパッケージ開発等の販売促進において連携(定期的な情報交換等)を図る。また、MAGに対してEUが実施している「多様で持続的な牧畜生産促進プロジェクト(PROCADENAS)」(2017年～2022)では、GAP¹⁸マニュアル作成、豚肉消費喚起計画の策定、調整会合の機能強化などに取り組んでいる。本案件では、同プロジェクトの成果を活用しつつ、同プロジェクトでは取り組んでいない栄養知識を取り入れた販売促進、啓発活動を実施する。

JICAはパラグアイ・チリ・日本の三角協力により「小規模家族生産者の金融包摂促進プロジェクト」を実施し、農業金融公庫(CAH)の金融包摂及び市場への参入に向けた流通・販売支援のための金融プロセスの質の改善に取り組んでいる。CAHの金融サービスの対象や融資の上限を見極めつつ産品毎のワーキンググループでの検討を通じ、必要に応じて小規模農家が融資を得られるよう調整することで両プロジェクトの相乗効果を高める。また、「家畜衛生対策強化アドバイザー」派遣を実施し、家畜衛生及び家畜由来産品の安全性強化に取り組んでおり、養豚セクターのバリューチェーン強化において安全面強化の観点より、連携を進める。

¹⁸ Good Agricultural Practice: 農産物(食品)の安全を確保し、より良い農業経営を実現するための生産工程管理の取組。

（８）広報活動

本事業の実施にあたっては、その意義、活動内容、成果について、パラグアイ及び日本の国民が広く理解できるような広報活動に努めること。また、他ドナーからの理解も得られるように、互いに情報共有を図ることとする。

（９）ジェンダー配慮

複数の参加者を対象として研修を実施する場合、参加するメンバーに女性が一定数含まれるように留意する。

（１０）第１期、第２期の活動の方向性

「第１章 ３．（４）」のとおり、約３年間の実施フェーズを第１期（２０２２年７月～２０２４年１月）と第２期（２０２４年２月～２０２５年９月）に分け活動を実施する。第１期はそれぞれのパイロット事業の必要な調査・分析および初期の活動に必要な研修を重点的に行い、第２期は第１期の調査・分析結果および研修で得た学びや教訓を生かし活動を実施することに重点を置く。（例：第１期で研修やマーケティング調査を実施し、第２期ではより具体的な商品開発やパッケージ開発等に着手している。）

第７条 業務の内容¹⁹

【第１期：２０２２年７月～２０２４年１月】

[プロジェクト全般に係る活動]

（１）業務計画書の作成

コンサルタントは、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して１０営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

（２）ワーク・プラン（第１期原案）及びモニタリングシートの作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査結果等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、業務実施に関する基本方針（実施体制、活動内容、実施手法、スケジュール、業務工程計画等）を検討し、これらをワーク・プラン（第１期原案）（和文・西文）及びモニタリングシートVer.1として作成する。

ワーク・プラン及びモニタリングシートを基に、C/P機関と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。その後、JICAの確認を得たうえで、ワーク・プラン（第１期）及びモニタリングシート Ver.1として取り纏め、C/P機関と合意する。

なお、本プロジェクトでは、６ヶ月ごとに本プロジェクトのモニタリングを、コンサルタント及びC/Pが協働でモニタリングシートを作成し、実施する。モニタリングシートはJCC等C/P機関と定期の協議に活用する基本文書とし、JCC等において事業

¹⁹ 特記仕様書においては、各活動内容に関してこれまでの調査に基づき、JICAで想定するものを記載しているものの、より適切な活動内容が考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

進捗や成果の発現状況の確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議を促進するために活用する。

(3) JCC 会合の開催

コンサルタントは JCC 会合の開催を支援すると共に、メンバーとして同会合に参加する。会合における活動報告に関しては、各種レポートやビデオ・写真等の視聴覚ツールを活用する。

(4) キックオフミーティングの開催

実施フェーズの活動方針および内容の周知を目的に、キックオフミーティングの開催を関係者に提案する。同ミーティングでは、計画フェーズの活動振り返り、アクションプランの説明、モニタリングシートVer.1の内容確認を行う。

(5) プロジェクト広報資料の作成

プロジェクトが広く認知されるような資料を実施機関等と協議の上作成する。また、プロジェクト開始時にプロジェクト概要紹介用の広報資料を作成²⁰し、JICAパラグアイ事務所のHP等に掲載する。

(6) モニタリングシート Ver.2及び3の作成及び提出

コンサルタントは、6ヶ月ごとに本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取りまとめJICAに提出する。

(7) ベースライン調査の実施

本プロジェクト開始直後に計画フェーズで実施した調査結果のレビュー及びベースライン調査を行い、上位目標、プロジェクト目標及び成果の指標（以下、「1）～3）」に関係する項目について情報を収集し指標の目標値を設定する²¹。調査は、レポートの取りまとめも含めて、原則として2022年8月～2022年9月の2か月以内に完了することを目途とするが、例えば収穫期でないとデータ収集ができず、且つ既存統計情報が存在しない項目は、ベースライン調査の全体報告書案のとりまとめスケジュールと切り離すことを認める。その場合、全体報告書案を2022年9月までに取りまとめつつ、不足するデータは、収集次第報告書に追記し、最終化する進め方をとる²²。同報告書は、JCC等の会合にて報告し、共有するものとする。

なお、本調査については、ローカルコンサルタントやNGO等への現地再委託を可とする。同経費は本見積もりに含めること。

1) 上位目標の指標

2028年までにパイロットプロジェクト²³対象生産者の対象産品販売による総収入が、ベースライン調査の数値よりX%増加する。

²⁰ プロジェクト広報資料の現段階のアイデアについて、プロポーザルにて具体的に提案すること。

²¹ 他に必要があると思われる事項があれば、プロポーザルで提案すること。

²² 「3) 成果の指標」の指標の中にはベースライン調査時には情報収集ができず活動を実施しながら確認する指標があるため、記録方法はプロポーザルで提案する。

²³ トマトのバリューチェーンには、その他園芸作物が含まれる可能性あり。

2) プロジェクト目標の指標

1. カウンターパート機関（MAG/FECOPROD）が、バリューチェーン強化の継続的な実施に必要な機能を決定（または定義）し、調整を実行する。
2. 選定されたバリューチェーンに導入されたイノベーション²⁴の数。

3) 成果の指標（実施フェーズのみ）

- 2.1 対象品目毎のアクションプランがプロジェクトチームで承認され、実施される。
- 2.2 加工試作品数、パイロット事業により導入された販路・販売方法の増加。
- 2.3 トマトとその他園芸作物の季節性減少²⁵。
- 3.1 官民調整ボード²⁶や生産者協会・グループへの参加実績（団体ごとの出席者数、回数）。
- 3.2 官民連携に係るWG会合の実績（開催数、団体ごとの参加人数）
- 3.3 少なくとも1つの競争力強化ボード設置²⁷（トマト、マテ茶）

（8）第三国への視察研修・第三国からの専門家の招へいの実施

第1期中にそれぞれ1, 2名が渡航する第三国での研修（第三国の企業や関係団体への視察等）を2回、2名の第三国の専門家による研修を4回実施することを想定している²⁸。ブラジル、アルゼンチン、チリ、ウルグアイ等、近隣諸国への渡航、または近隣諸国から専門家を招待し、農牧産品の商品開発やマーケティング、トレーサビリティ等、プロジェクト活動に直結する学びを得る機会として活用すると同時に活動の進捗報告や振り返りを行う。研修の参加者は学びをプロジェクトメンバーに共有し、研修の効果をプロジェクトに生かす。必要に応じて、コンサルタントは事前に参加者による発表資料のドラフト作成を支援する。但し、第三国への視察研修・第三国からの専門家の招へいの実施は、WG及びコンサルタントが活動に不可欠であると互いに合意した場合に限る。研修実施の検討の際に、コンサルタントはパラグアイ国内のリソースのみを活用した研修やオンライン研修で同等の効果が見込めるかどうか十分に検討する。

²⁴ イノベーションは、商品の開発プロセス、商品、パッケージング、プレゼンテーション（商品の見せ方等）、マーケティング（調査及び活動）等を含む、新たな試みを意味する。

²⁵ 夏季にトマトの収穫量が多く余剰廃棄の問題が主要な課題である。季節による生産量の平準化が図られることを目指し、季節的な偏りを測定可能な項目で定量的に評価する。実施フェーズ開始から2ヵ月後までに指標を具体化することを想定している。

²⁶ ボード：委員会のようにテーマに対し協議・合議を行う組織。官民調整ボードは、MAG及びFECOPROD職員により構成され、官民連携に係る計画及び活動を調整する役割を担う。

²⁷ 競争力強化ボードは「活動3-3モニタリング結果を踏まえ、関連する組織と調整して、関係者の管理能力を強化する」を実施する組織であり、関連組織が集まりセクター共通の課題を協議しアクションを起こすボード設置と運営についての指標として指標3.3を設定した。トマト及びマテ茶のどちらかもしくは両方に競争力強化ボードを設置し、課題への取組みについての協議を必要に応じて実施する（定期的に開催する会合ではない）。

²⁸ 第三国研修の期間は2回、1週間で合計人数は3名として、第三国専門家の派遣期間は4回全て2週間を想定。

(9) プロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver.4の作成
第1期終了時に活動状況をプロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver.4として取りまとめJICAに提出する。

[成果2に係る活動]

(10) 対象産品ごと(トマト、マテ茶、豚肉)のWGの会合開催準備

WGごとにパイロット事業の活動計画を策定し実施していくため、WGの協議も計画的かつ臨機応変に状況に応じて開催する必要がある。WGのプロジェクトコーディネーターやその他のメンバーの主体性を促しつつ日本人専門家不在時にも活動が滞らないよう、ローカルコーディネーターを配置し、進捗確認と実施促進を行う。

(11) 対象産品ごとのパイロット事業の活動計画策定及び実施支援

以下の対象品目(トマト、マテ茶、豚肉)に係る活動方針(パイロット事業)について、コンサルタントは実施フェーズにおいて、より具体的なアクションプランの策定と実施を支援する(アクションプランは活動状況に応じて変更可能とする)²⁹。

1) トマト 他 (対象地域: カアグアス県)

➤ 小規模園芸作物農家を対象とした SHEP アプローチの導入

対象農家の選定や活動実施はプロジェクトコーディネーター(トマト)(2021年度のJICAのSHEP課題別研修に参加済)を中心にSHEPを実施するための体制整備と農家グループの選定を支援する。その後、SHEPの4ステップの実施支援を行う。第4ステップの栽培技術指導については普及員の能力を見極めながら、MAGと相談し、必要な技術研修を行う。さらに、対象農家のキャパシティを見極めつつ、MAGが進める小規模農家対象の金融事業へのアクセスを促進する。なお、対象農家及び農家組合/協会では、トマト以外の園芸作物を栽培しているため、それらの作物もトマト同様にパイロット事業の対象産品とする。

2) マテ茶(対象地域: イタプア県)

- 小中規模生産者協会・組合および組合員(生産者)のマネジメント力強化、生産技術の向上
- 国内外販売促進のためのマテ茶商品の市場調査、パッケージ改良、商品開発
- 日本のお茶生産技術・加工の技術紹介セミナー実施

手軽に始められるという理由からマテ茶生産を始めた小規模農家も多く、家計管理・収支計算もできていない農家が多い。生産者組合がビジョンを持って組合を強化するとともに構成員である各農家のマネジメント能力を向上させる必要性について確認した。また、若手を中心としたマテ茶の需要と販売促進のためのマーケティング調査を実施し、商品開発やパッケージ開発を行う。

²⁹ 対象産品ごとのパイロット事業の活動計画策定及び実施の支援方法について、プロポーザルにて提案する。

3) 豚肉（対象地域：イタプア県）

- 中規模養豚農家を対象とした営農力・衛生管理等の能力向上
（将来、トレーサビリティシステムに対応できるようにするためのボトムアップ）
- 商品開発（マテ茶豚、その他加工品）、およびパッケージの改良
- 日本の豚肉生産（トレーサビリティ）に関する技術紹介

将来的には輸出基準を満たす生産者・加工業者の育成と体制整備が重要であるが、まずは国内のトレーサビリティ導入に耐えうる小中規模農家の衛生管理に関するボトムアップが優先であるというのが関係者の共通認識であった。また、飼料を工夫し対象地域の豚をブランド化する等の研究も検討する。

（12）市場志向型農業に係る研修（TOT）の実施（トマト）

WGメンバー、農家への普及活動を担う普及員及び農家に対し、SHEPアプローチの基本的なコンセプト（①売るために作る農業の実践、②市場アクター間の情報の非対称性の緩和、③農家の心理的モチベーションに配慮した活動デザイン）及び4ステップ（①活動ビジョンの共有、②農家の気づき促進、③農家による計画策定、④解決策の提供）に係る研修を実施し、彼らが主体となった農家への指導を支援する。

（13）農家に対する市場志向型農業に係る研修の実施（トマト）

WGメンバー、農家への普及活動を担う普及員及び農家が主体となり、SHEPアプローチの4ステップに沿って農家に対する研修を実施する。具体的には、①農家を対象とした活動目的共有ワークショップの実施、②参加型ベースライン調査の実施、③市場調査の実践、④農家と市場関係者のフォーラムの開催、⑤栽培作物の選定、⑥営農計画の策定、⑦選定された作物に対する技術指導を実施する³⁰。

（14）WGによる生産者協会・組合へのTOT実施及び生産者協会・組合による農家への研修実施（マテ茶）

研修内容は、農家の家計管理、品質管理・向上、GAP等を想定しているが、事前に行うワークショップやインタビューを通して判明する課題があれば該当する研修を実施する。また、TOTの実施や農家への研修が計画的に実施できるように支援する。

（15）生産者・加工業者に対する研修（豚肉）

研修内容は、GPP、GMP、HACCP、ビジネスマネジメント等を想定しているが、WGがターゲットグループの状況や課題を明確にし、該当する研修を計画的に実施できるように支援する。

³⁰ その他、適切な活動がある場合は、その活動をSHEPアプローチの4ステップに沿った研修、活動内容及び活動計画に含め、プロポーザルにて提案すること。

(16) 国内外におけるマテ茶製品（加工品を含む）のマーケティング調査、商品開発及び販売戦略

市場の動向及びユーザーのニーズをより正確に把握するため、アンケートや電話調査、インタビュー等によるマーケティング調査を実施し、本事業に活用することができる既存支援策や活用可能なリソース（技術、資金、人材）を整理し、商品の開発・販売に向けての課題に対応する。

なお、必要に応じてパラグアイ国内の現地専門家が、特定分野（以下、参照）の課題に関する研修及びアドバイスを行うことも検討する（再委託を可とする）。

- ① 新規市場参入ポテンシャルを持つ革新的製品デザイン
- ② 商品開発
- ③ マーケティング（ブランド開発、ビジュアル・アイデンティティ、パッケージ、ポジショニングなど）
- ④ コスト分析、ビジネス計画、資金戦略コスト分析、ビジネス計画、資金戦略
- ⑤ 販売戦略

(17) 日本の技術紹介セミナーの実施（マテ茶、豚肉）

WG 単位の活動の中に日本の緑茶の生産・加工や豚肉の生産・流通・加工に関する技術紹介を必要に応じて実施することを想定している。

[成果2及び成果3に係る活動]

(18) WGによるモニタリング・評価・指導

対象産品それぞれの活動には、TOT 及び対象となる生産者・加工業者等への研修実施が含まれている。コンサルタントは、WGが活動の進捗を管理できるように支援し、研修実施後、WGが研修対象者の活動をモニタリング・評価・指導ができる体制を整え、状況をWGが活動報告として取りまとめられるようにする³¹。

(19) MAG と FECOPROD に対するモニタリング実施支援

MAG と FECOPROD で構成されるプロジェクトチームが対象産品ごとの活動のモニタリング報告を受け、必要に応じ活動の見直しを行う。また、活動を円滑に進めるため、関連組織との調整を行い、官民それぞれの機能と役割の強化を図り、現行の法規制や基準の見直しを行う（例：商品登録や販売に係る手続きの円滑化、簡素化のための組織間調整）。これらの活動を効率的、効果的に実施できるようコンサルタントは側面支援を実施する³²。

【第2期：2024年2月～2025年9月】

³¹ (19)の業務と併せて、官民の機能と役割の強化（官民連携）を目的としたモニタリング・評価・指導及び活動の見直しの実施支援についての具体的な計画をプロポーザルにて提案すること。

³² (18)の業務と併せて、官民の機能と役割の強化（官民連携）を目的としたモニタリング・評価・指導及び活動の見直しの実施支援についての具体的な計画をプロポーザルにて提案すること。

[プロジェクト全般に係る活動]

(20) 業務計画書の作成

コンサルタントは、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して10営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

(21) ワーク・プラン（第2期原案）作成及びモニタリングシートの協議

第1期の活動の結果・教訓を踏まえ、第2期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第2期原案）（和文・西文）を作成し、C/Pと協議を行い、第2期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

(22) JCC 会合の開催

コンサルタントは、JCC 会合の開催を支援すると共に、メンバーとして同会合に参加する。会合における活動報告に関しては、各種レポートやビデオ・写真等の視聴覚ツールを活用する。

(23) プロジェクト広報資料の作成

プロジェクトが広く認知されるような資料を実施機関等と協議の上作成する。また、プロジェクト開始時にプロジェクト概要紹介用の広報資料を作成し、JICAパラグアイ事務所のHPに掲載するため、同事務所へ提出する。

(24) モニタリングシート Ver.5及び6の作成及び提出

コンサルタントは、6ヶ月ごとに本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取りまとめJICAに提出する。

(26) エンドライン調査の実施

プロジェクト終了時期に、ベースライン調査時と同様の項目について情報収集する。エンドライン調査の結果と合わせた収集内容を分析することで、プロジェクトの成果判断のための材料とする。調査方法については、ベースライン調査と同様にC/Pおよび各機関の普及関係者を巻き込みつつ実施すること（再委託を可とする）。

(28) プロジェクト事業完了報告書及びモニタリングシート Ver.7の作成

契約期間の終了時に、契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト事業完了報告書及びモニタリングシートVer.7として取りまとめる。報告書には、本プロジェクトの成果が持続的に定着しインパクトを残すための提言を含むこと。

[成果2に係る活動]

(29) 対象産品ごと（トマト、マテ茶、豚肉）のWGの会合開催準備（継続）

WGの協議を計画的かつ臨機応変に状況に応じて開催する。WGのプロジェクトコーディネーターやその他のメンバーの主体性を促しつつ日本人専門家不在時にも活動が滞らないよう、ローカルコーディネーターを配置し、進捗確認と実施促進を行う。

(30) 対象産品ごとのパイロット事業の活動計画策定及び実施支援（継続）

対象品目（トマト、マテ茶、豚肉）に係る活動方針（パイロット事業）について（上記、（11）参照）、コンサルタントは実施フェーズにおいて、より具体的なアクションプランの策定と実施を支援する。第1期の活動と成果を分析し教訓を踏まえ第2期の活動を実施すること。

(31) 市場志向型農業に係る研修（TOT）の実施（トマト）（継続）

WGメンバー、農家への普及活動を担う普及員及び農家に対し、SHEPアプローチの基本的なコンセプト及び4ステップに係る研修を実施し、彼らが主体となった農家への指導を支援する。（上記、（12）参照）

(32) 農家に対する市場志向型農業に係る研修の実施（トマト）（継続）

WGメンバー、農家への普及活動を担う普及員及び農家が主体となり、SHEPアプローチの4ステップに沿って、農家に対する研修を実施する（上記、（13）参照）³³。

(33) WGによる生産者協会・組合へのTOT実施及び生産者協会・組合による農家への研修実施（マテ茶）（継続）

WGが第1期で実施したTOT及び農家へ実施した生産者協会・組合による研修（農家の家計管理、品質管理・向上、GAP等）が定着するよう支援する。（上記、（14）参照）

(34) 生産者・加工業者に対する研修（豚肉）（継続）

第1期で実施した研修（GPP、GMP、HACCP、ビジネスマネジメント等）が定着するよう支援する。また、WGが第1期で明確にしたターゲットグループの状況や課題に対して、該当する研修を計画的に実施できるよう支援する。

(35) 国内外におけるマテ茶製品（加工品を含む）のマーケティング調査及び商品開発（継続）

必要に応じてマーケティング調査を実施し、プロジェクトに活用することができる既存支援策や活用可能なリソース（技術、資金、人材）を整理する。また商品開発に向けての課題に対応し、必要に応じてパラグアイ国内の現地専門家が、特定分野（上記、（16）参照）の課題に関する研修及びアドバイスをを行うことも検討する。

³³ その他、適切な活動がある場合は、その活動をSHEPアプローチの4ステップに沿った研修、活動内容及び活動計画に含め、プロポーザルにて提案すること。

(36) 日本の技術紹介セミナーの実施（マテ茶、豚肉）（継続）

WG 単位の活動の中では日本の緑茶の生産・加工や豚肉の生産・流通・加工に関する技術紹介を必要に応じて実施する。

[成果2及び成果3に係る活動]

(37) WGによるモニタリング・評価・指導（継続）

対象産品それぞれの活動には、TOT 及び対象となる生産者・加工業者等への研修実施が含まれている。コンサルタントは、WGが活動の進捗を管理できるように支援し、研修実施後、WGが研修対象者の活動をモニタリング・評価・指導ができる体制を整え、状況をWGが活動報告として取りまとめられるようにする³⁴。

(38) MAGとFECOPRODに対するモニタリング実施支援（継続）

プロジェクトチームが対象産品ごとの活動のモニタリング報告を受け、必要に応じ活動の見直しを行う。また、活動を円滑に進めるため、関連組織との調整を行い、官民それぞれの機能と役割の強化を図り、現行の法規制や基準の見直しを行う（例：商品登録や販売に係る手続きの円滑化、簡素化のための組織間調整）。これらの活動を効率的、効果的に実施できるようコンサルタントは側面支援を実施する³⁵。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は、以下の通り。なお、コンサルタントは第1期開始時に、R/Dに添付されたPDM・POを基にモニタリングシート Ver.1を作成し、以降6カ月ごとに、C/P機関と合同でモニタリングシートを更新・提出する。本契約における成果品は、上記モニタリングシートに加え、第1期はプロジェクト事業進捗報告書、第2期はプロジェクト事業完了報告書（最終成果品）とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付する。最終成果品の提出期限はそれぞれ契約履行期間の末日とする。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	ワーク・プラン（第1期） （モニタリングシート Ver.1を含む）	業務開始から約3か月後 （2022年10月下旬）	和文／西文：電子データ

³⁴ (38)の業務と併せて、官民の機能と役割の強化（官民連携）を目的としたモニタリング・評価・指導及び活動の見直しの実施支援についての具体的な計画をプロポーザルにて提案すること。

³⁵ (37)の業務と併せて、官民の機能と役割の強化（官民連携）を目的としたモニタリング・評価・指導及び活動の見直しの実施支援についての具体的な計画をプロポーザルにて提案すること。

第1期	モニタリングシート Ver.2,3	Ver.2はVer.1提出の約5カ月後（2023年1月下旬）以降6か月ごとに提出	和文／西文：電 電子データ
第1期	プロジェクト事業進捗報告書（第1期）（モニタリングシート Ver.4を含む）	第1期終了時（2024年1月下旬）	和文／西文：電 電子データ
第2期	ワーク・プラン（第2期） モニタリングシート Ver.5,6	Ver.5はVer.4提出の6カ月後（2024年7月下旬）以降6か月ごとに提出	和文／西文：電 電子データ
第2期	プロジェクト事業完了報告書（第2期）（モニタリングシート Ver.7を含む）	契約履行終了日（2025年9月上旬）	和文:4部 西文:8部

※各レポートは電子データで提出のこと。また、モニタリングシートは全期間通して和文・西文で作成、提出のこと。

プロジェクト事業完了報告書は製本する（電子データでも提出）。なお先方政府への提出部数については、必要部数を十分確認のうえ、変更が必要な場合はJICA側と協議を行うこととする。報告書等の印刷の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下の通りとし、モニタリングシート及びプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書の記載項目は所定の様式を網羅するものとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) モニタリングシート記載項目

配付資料参照のこと

ウ)プロジェクト事業進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（JCCやモニタリングシートの概要、評価6項目等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）（第1期のワーク・プランに相当する内容）

添付資料

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画
- ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤ 研修員受入れ実績
- ⑥ 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑦ 各種委員会議事録等
- ⑧ モニタリングシート
- ⑨ その他活動実績

注) e) 及び⑥の引渡リストは完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成時のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア) ベースライン調査報告書
- イ) エンドライン調査報告書

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ) 活動に関する写真
- ウ) 業務従事者の従事計画／実績表

(4) 議事録等

各報告書に関する同国政府との協議概要を協議議事録に取りまとめ、JICAに速やかに提出する。またJICAが開催するワークショップやセミナー、各種会議について、議題、出席者、議事概要等を議事録に取りまとめ、開催後3日以内にJICAに提出する。

(5) 現地業務報告

原則業務主任者が現地から帰国するごとにJICA経済開発部(関係部も参加)に対し、現地業務報告を行う。

プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	プロジェクト広報資料の現段階のアイデア	第7条(5) プロジェクト広報資料の作成 p.10, 脚注20
2	レビュー及び追加調査の手法、期間、実施体制、指標設定のための情報源、情報収集の手段及び記録方法	第7条(7) ベースライン調査の実施(計画フェーズで実施した調査結果のレビュー及び追加調査) p.10, 脚注21,22
3	対象産品ごとのパイロット事業の活動計画策定及び実施の支援方法	第7条(11) 対象産品ごとのパイロット事業の活動計画策定及び実施支援 pp.12,13 脚注30
4	SHEPアプローチの4ステップに沿った研修、活動内容及び活動計画	第7条(13)(32) 農家に対する市場志向型農業に係る研修の実施(トマト) p.13, 脚注34、p16, 脚注35
5	官民の機能と役割の強化(官民連携)を目的としたモニタリング実施支援の具体的な方法	第7条(18)(37) WGによるモニタリング・評価・指導、(19)(38) MAGとFECOPRODに対する対象産品ごとの活動のモニタリング実施支援 p.14 脚注32,33、p.17 脚注35,36
6	再委託対象業務の実施方法と契約手続き、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等	第3章2.(3) 現地再委託 1) マーケティング調査 p.23

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：農業バリューチェーン構築にかかる業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／バリューチェーン強化／官民連携
- 園芸作物栽培／市場志向型農業

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 19.57 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／バリューチェーン強化／官民連携）】

- ① 類似業務経験の分野：バリューチェーン強化、官民連携にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：パラグアイ国及びその他全途上国地域
- ③ 語学能力：西語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 園芸作物栽培／市場志向型農業】

- ① 類似業務経験の分野：園芸作物栽培／市場志向型農業にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：パラグアイ国及びその他全途上国地域
- ③ 語学能力：西語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本件にかかる業務工程は、2022年7月に開始し、2025年9月までの約3年間の実施を目処とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 40.30 人月（現地：39.50人月、国内0.80人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／バリューチェーン強化／官民連携（2号）
- ② 園芸作物栽培／市場志向型農業（3号）
- ③ 商品開発／マーケティング／パッケージ開発
- ④ 研修監理／モニタリング

3) 渡航回数を目途 全68回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

1) マーケティング調査（指標の目標値設定のための調査も含む）

現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、受託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、これにかかる費用は本見積に含める。

2) ベースライン調査、エンドライン調査

現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、受託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

ベースライン調査と同様の項目をエンドライン調査で情報収集・分析し、プロジェクトの成果を判断することに十分留意し調査項目を決定する。なお、これに係る費用は本見積に含める。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 農牧バリューチェーンプロジェクト 詳細計画策定調査 協議議事録 (M/M)
- 農牧バリューチェーンプロジェクト詳細計画策定調査結果
- 農牧バリューチェーンプロジェクト PDM 案 (英西)
- 業務実施報告書

2) 公開資料

- 北米・中南米地域 広域・フード・バリューチェーン強化における本邦技術活用のための情報収集・確認調査ファイナル・レポート
(<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000043068>)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	有・無
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置 (*語↔*語)	無
3	執務スペース	有
4	家具 (机・椅子・棚等)	有
5	事務機器 (コピー機等)	有
6	Wifi	有

(6) 安全管理

地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAパラグアイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4.見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他（以下に記載の経費）
特になし

（3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし

（4）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

5. その他留意事項

特になし

以上

別紙2：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	－	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／バリューチェーン強化／官民連携</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	(－)	(13)
ア) 類似業務の経験	－	5
イ) 対象国・地域での業務経験	－	1
ウ) 語学力	－	2
エ) 業務主任者等としての経験	－	3
オ) その他学位、資格等	－	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(－)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	－	－
イ) 業務管理体制	－	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>園芸作物栽培／市場志向型農業</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	